

2024年5月15日
株式会社広島マツダ

弊社に対する措置命令に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2024年(令和6年)3月18日、株式会社広島マツダ(以下、「弊社」)は、お客様に提供した「車両用クレベリン」と称する役務に係る表示について、不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」)第五条の規定により禁止されている同条第一号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より、同法第七条第一項に基づく措置命令を受けました。この措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知します。

この度は、お客様、お取引先様ならびにすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 措置命令の対象となった役務

車両用クレベリン(車室内消臭・除菌を目的としたアフターサービス。以下、「本件役務」)

2. 措置命令の対象となった事実

弊社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年10月31日、同年12月20日、令和5年1月30日及び同年5月16日から同月29日までの間、弊社ウェブサイトにおいて、例えば、「車両用クレベリンとは…」、「クレベリンは、『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』という二酸化塩素の動きに着目し、ウイルスの作用抑制・除菌・消臭が出来る”衛生管理製品”です。」及び「マツダ純正 車内除菌サービスは、車両用クレベリンを使用し洗いたくても洗えない車内を除菌します。」並びに「車両用 クレベリンの効果」及び「効果持続(目安):約3ヶ月」等と表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていました。

しかし、この表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

弊社として、この度の措置命令を重く受け止め、今後このようなことが起きることがないように、再発防止を図ってまいります。尚、本件役務につきましては、弊社ウェブサイトから本件役務に関する表示を削除するとともに、その取扱いを終了しております。

[本件に関するお問い合わせ先] サービス部総括グループ TEL 082-286-2262

相談受付時間 10:00~17:00(火曜日を除く)

以上